水おたる Water in Otaru

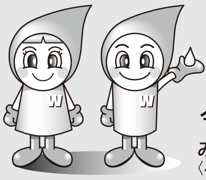

水道局広報
第39号
令和元年11月1日発行
みずきちゃんとみずおくん
〈小樽市水道局キャラクター〉

安全で良質な水道水をお届けするために

水道局では水道水の安全性を確認するため、水質検査を実施しています。

検査の流れを見てみましょう。

朝里ダム

▲ダムでの採水

▲微生物の観察

豊倉浄水場

▲浄水場での採水

▲水の性状分析

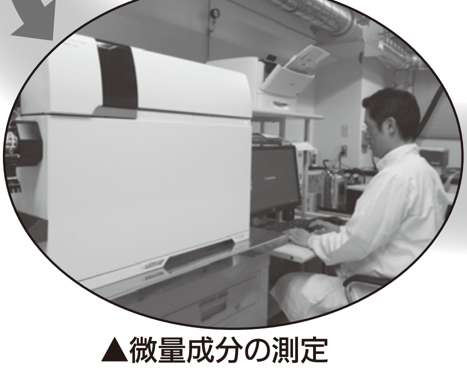

▲微量成分の測定

安全で良質な水道水をお届けしています。

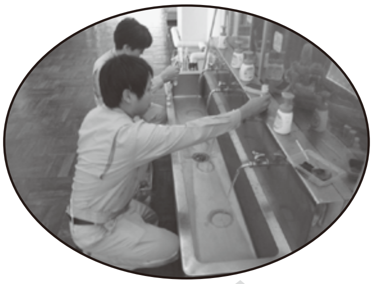

学校などの水も採水し、検査しています。

水質検査について

水道局では、お客様に安全で良質な水道水をお届けするために、水源から蛇口までの水について、定期的に水質検査を行っています。水道水の元となる原水（川やダムの水）の性状に大きな変化はないか、浄水場では水道水が適切に作られているか、また蛇口から出る水道水に異常はないかなどを確認しています。水質検査は、国の法律で定められた「水質基準」51項目をはじめ、安全で良質な水道水を供給するために必要な項目について行っています。

水質検査結果について

検査結果は、全ての検査項目で基準値を大幅に満たしています。水質検査結果については、水道局、市役所別館1階市政資料コーナー、図書館で閲覧できます。また、水道局ホームページにも掲載しています。

■お問い合わせは水道局水質管理課　☎︎㊿2562 FAX㊿2563へどうぞ。

小樽の上下水道 「銭函地域と水道のはなし」銭函浄水場

第４回

小樽の上下水道にまつわる連載の４回目は、桂岡町にある銭函浄水場を紹介します。

市内の中央地域では明治44年から水道水の給水が始まっていましたが、銭函地域では昭和20年代まで井戸の水が主流であり、飲み水として良いものではありませんでした。このため、昭和30年に浄水場が建設され、この地域への給水が開始されました。

しかし、当時の銭函地域は急激に住宅地が開発され、工場も相次いで建設されたことから、当初建設した浄水場では増加する水の需要に対応することができなくなりました。そこで昭和42年に新たに建設されたのが現在の銭函浄水場です。円形の池が二つある特徴的な施設配置となっています。

銭函地域の水の使用量は市内の約13％になります。また、第６次拡張工事により豊倉浄水場の水を銭函地域へ送ることも可能となり、現在では豊倉浄水場と銭函浄水場のどちらの水でもまかなうことができます。

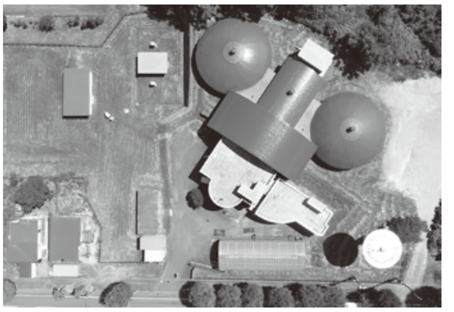
上空から見た銭函浄水場

建設当時の銭函浄水場（昭和42年）

連載の５回目は「配水池の役割について」を紹介します。

水道耐震化への取り組み

近年、全国各地で発生している地震や集中豪雨などの自然災害により、水道施設が甚大な被害を受けており、昨年の北海道胆振東部地震ではブラックアウトと呼ばれる大規模停電が北海道全域で発生しました。

平成21年度から平成30年度までの10年間で6カ所の施設と50.4㎞の管路について耐震化を実施しており、今後も継続して施設や管路の耐震化を進めていきます。

また、耐震化と同様に危機管理体制の強化も重要であることから、発電機など応急資機材の充実に努めるほか、災害時に迅速な行動ができるよう、給水訓練や伝達訓練などの実施により災害対応力の強化を図ります。これらについては、現在策定中の「第2次小樽市上下水道ビジョン」における重要な経営方針の一つとして着実に取り組んでいきます。

耐震化された勝納水管橋

水道の凍結にご注意ください

水道が凍結すると、水が使えなくなるばかりでなく、修理代などの思わぬ出費がかさむことになります。
冬期間の水道凍結には日頃から注意してください。

❄凍らせないために

気温が氷点下４度以下になると、日中でも水道が凍結することがあります。外出時やおやすみの前には、水抜き栓（元栓）で水を落とすなど、水道の凍結に注意してください。

❄もしも凍結したときは

市指定の水道工事店に修理を依頼してください。

■お問い合わせは水道局管路維持課
☎㉒8111　FAX㉗0695へどうぞ。

積雪などで検針ができないときは

積雪や障害物のため検針ができないときは、やむを得ず使用水量を「推定」させていただきます。

水道・下水道使用水量のお知らせ

令和元年12月分（10月 7日～12月 6日使用分）

お客様番号	12－345678		
口径	13 mm	用途	11 家事用

花園2丁目11番15号

水道　太郎　様

使用水量等のお知らせ

今回指針	＊ m³	m³
(－) 前回指針	48 m³	m³
(＋) 旧メータ水量	＊ m³	m³
	m³	m³
使用水量	水道 25 m³	下水道 25 m³

積雪のため推定しました。

（参考）前回使用水量 25 m³　前年同月使用水量 28 m³

料金等のお知らせ（税込み）

	水道料金	下水道使用料
請求金額	3,811 円	3,388 円
	円	円

この欄に記載しています

使用水量の推定って？

お客さまの過去の実績を参考にした水量を当月分の使用水量とさせていただくことです。

「推定」した場合は、「水道・下水道使用水量のお知らせ」に記載しています。

料金はどうなるの？

雪解け時や障害物が取り除かれたときにメーターの指針を確認し、料金を精算します。

なお、推定水量は変えることができますので、家族数の増減や長期不在などで使用水量の変動が見込まれるときは、ご連絡ください。

消費税率改定について

令和元年10月1日からの消費税率引き上げに伴い、水道料金・下水道使用料の消費税率を10％に改定しました。なお、消費税率に関する経過措置により、原則として令和元年9月30日以前から継続して使用している場合、10％の適用は12月検針分からとなります。

■料金については水道局料金センター
☎㉜4111 内線562　FAX㉝6730へどうぞ。

水道局広報
「水おたる」第39号
発行日／令和元年11月1日

発行元 小樽市水道局
〒047-0024 小樽市花園2丁目11番15号
☎0134㉜1171 FAX0134㉗0695
Eメール suido-somu@city.otaru.lg.jp

水道局ホームページ https://www.city.otaru.lg.jp/simin/sumai/suidou/

PRINTED WITH SOY INK この広報誌は、環境にやさしい大豆油インキを使用しています。